

伊方町余裕工期設定工事に係る 事務取扱要領について

1. 用語の定義

(1) 余裕工期

工期開始から工事開始日(着工日)の前日までの期間

(2) 工期＝全体工期

契約締結日の翌日から工期末までとし、余裕工期と実工事の合計期間

(3) 工期の始期

契約締結日の翌日

(4) 実工事

実際に工事を施工するために積算上必要な期間(準備期間と後片付け期間を含む。)

(5) 工事開始日

工事現場への技術者等の配置を開始する日

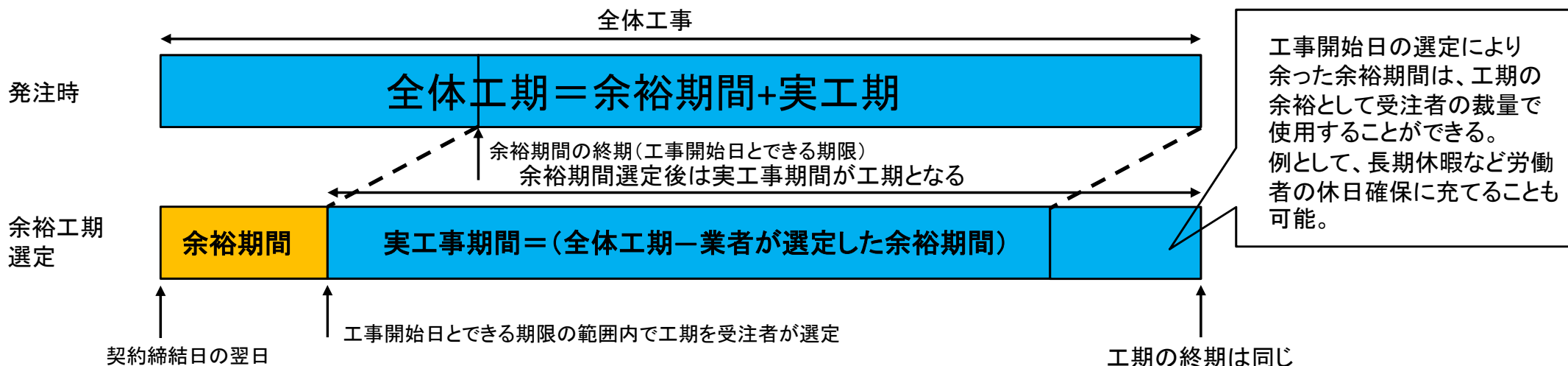
(6) 実工事期間

工事開始日から工期の終期までの期間(実工事+余裕期間の残り。)

2. 余裕期間設定工事とは

余裕期間設定工事は、工事施工時期の平準化の取組の一環として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づいた制度であり、契約ごとに、**60日**の余裕期間を設定して発注し、実工事の始期(工事開始日)を受注者が選択できる制度である。なお、余裕期間中は技術者等の配置は不要である。

発注者があらかじめ余裕期間の終期とすることができる期限の日を定め、受注者が契約締結日の翌日から当該期限の日の翌日までの期間の範囲内で実工期の始期(工事開始日)を設定する



3. 余裕工期設定の対象工事

発注者が、次に掲げる事項及びその他の事業を総合的に判断し、余裕期間制度の対象工事を選定できるものとする。

- ・余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- ・年度内(繰越手続きが完了済みの場合は当該期間内)に全体工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰越が生じない工事であること。
- ・緊急度の観点から支障がない工事であること。
- ・予算の執行において、支障が生じない工事であること。

【余裕期間適用想定工事(例)】

- ・余裕期間を設定しても全体事業計画に影響しない工事
- ・新技術や特殊工法当を採用する工事
- ・材料手配の困難が想定される工事
- ・積極的な休日確保等(働き方改革)を目指す工事

注意ポイント

対象工事の金額の設定はありません。議会案件も余裕工期設定の対象工事とすることができます。

4. 余裕期間中の制限事項

余裕期間内は、主任技術者又は管理技術者及び現場代理人の配置を要しない。

余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物設置等の工事着手ができない。

余裕期間内の現場管理は、発注者が行う。

ただし、余裕期間内であっても現場に搬入しない資材等の準備や下請け等の手配・契約が可能。

	余裕期間内										
	現場代理人の 常駐義務	技術者の配置	契約行為	現場着手			材料手配		関係機関へ の手続き	現場内の立 会	現場内の立ち入 (確認)
				現場事務所設 置	工事看板の設 置	起工測量	材料手配・ 契約	材料現場搬 入			
受注者 (元請)	不要	不要	○	×	×	×	○	×	○	△	△
下請業者	—	(不要)	○	×	×	×	○	×	○	△	△

※余裕期間中の現場立入等は発注者に了解を得る必要があります。

(余裕期間中の現場管理者責任は発注者側にあることに留意すること。また、現場着手とみなされる行為はできません。)

注意ポイント

受注者は余裕期間内中に工事予告看板の設置や起工測量もできません。

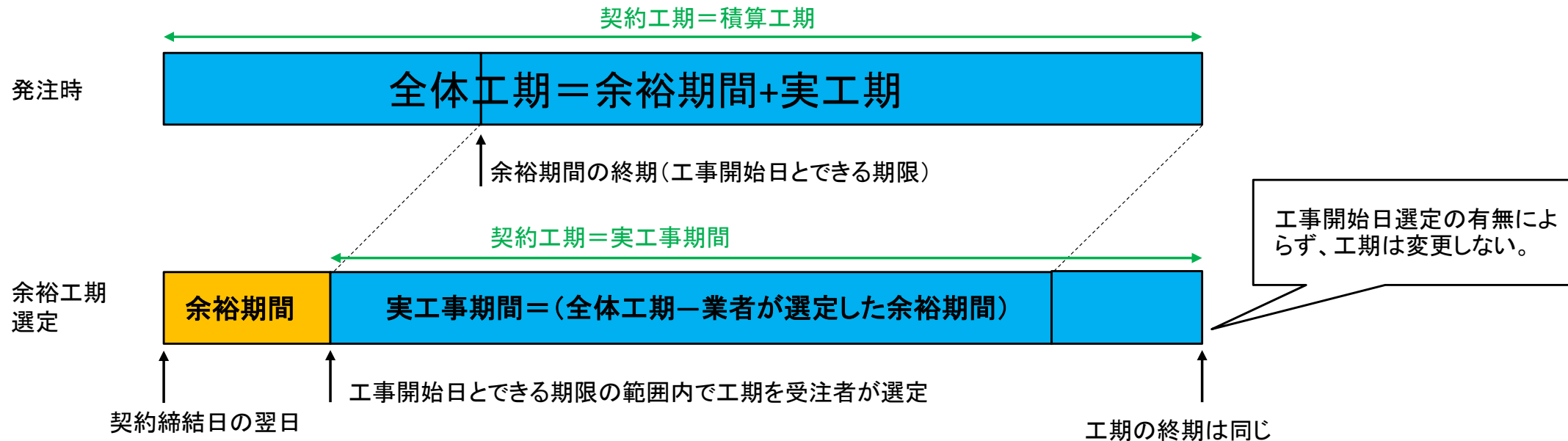
5. 工期について

(1) 公告時の工期設定

当該工事の実工期を算出し、60日の余裕期間を追加した全体工期を工期とする。

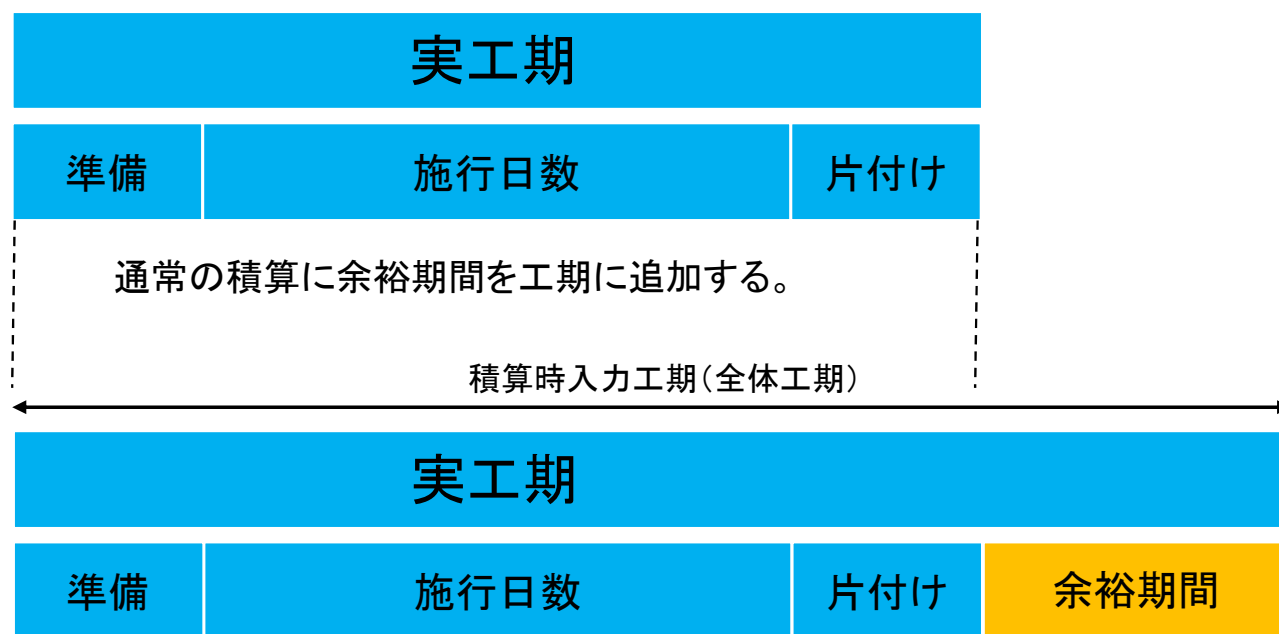
(2) 契約時の工期

余裕工期を含めた全体工期を契約工期とする。



6. 積算上の注意点

余裕期間を設定する場合は、積算工期は全体工期。損料は実工期により積算する。
実工期は、通常の工期算定と同じく、準備・施工に必要な実日数・不稼働日数・後片付け等を含んだ期間で算出する。



注意ポイント

施工時期の特定ができないため、積算に入力する工期は全体工期。
交通誘導員や損料等の積算は実工期で行う。

7. 一般競争入札における公告例

余裕工期の設定なし

余裕工期の設定あり

令和8年4月1日

令和8年4月1日

伊方町長 高門清彦

伊方町長 高門清彦

1 制限付一般競争入札に付する事項

1 制限付一般競争入札に付する事項

工事概要等	工事名	令和○年度△△□□維持修繕工事	
	工事場所	伊方町 湊浦	
	工事概要	施工延長 L=○m 道路幅員 W=○m 擁壁工 V=○m ²	
	工期	工事開始日	契約締結日の翌日
		工期末日	令和9年1月20日
予定価格	予定価格(税込)	5,500,000円	
	入札書比較価格(税抜)	5,000,000円	
最低制限価格制	伊方町財務規則第118条の規定により、最低制限価格制度を採用する。		
その他	本件は、伊方町制定特記仕様書「週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(受注者希望型)」に基づく、現場閉所日の確保等の対象案件である。		

工事概要等	工事名	令和○年度△△□□維持修繕工事	
	工事場所	伊方町 湊浦	
	工事概要	施工延長 L=○m 道路幅員 W=○m 擁壁工 V=○m ²	
	工期	工事開始日	契約締結日の翌日から起算して60日以内
		工期末日	令和9年1月20日まで
予定価格	予定価格(税込)	5,500,000円	
	入札書比較価格(税抜)	5,000,000円	
最低制限価格制	伊方町財務規則第118条の規定により、最低制限価格制度を採用する。		
その他	本件は、伊方町制定特記仕様書「週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(受注者希望型)」に基づく、現場閉所日の確保等の対象案件である。 この公告の工事は「伊方町余裕工期設定工事に係る事務取扱要領」の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。		

8. 余裕期間の手続きについて

受注者が工事着手までの余裕期間を選定。残った余裕期間は実工事の余裕となる。工事着手までの余裕期間は、契約締結までに工事開始日設定通知書により、発注者に通知する。

余裕期間選定後に余裕期間を変更する場合は、工事開始日の7日前までに、工事打合せ簿により、変更理由を明示し、受発注者で協議により決定し、受注者は速やかに変更後の工程表を提出する。

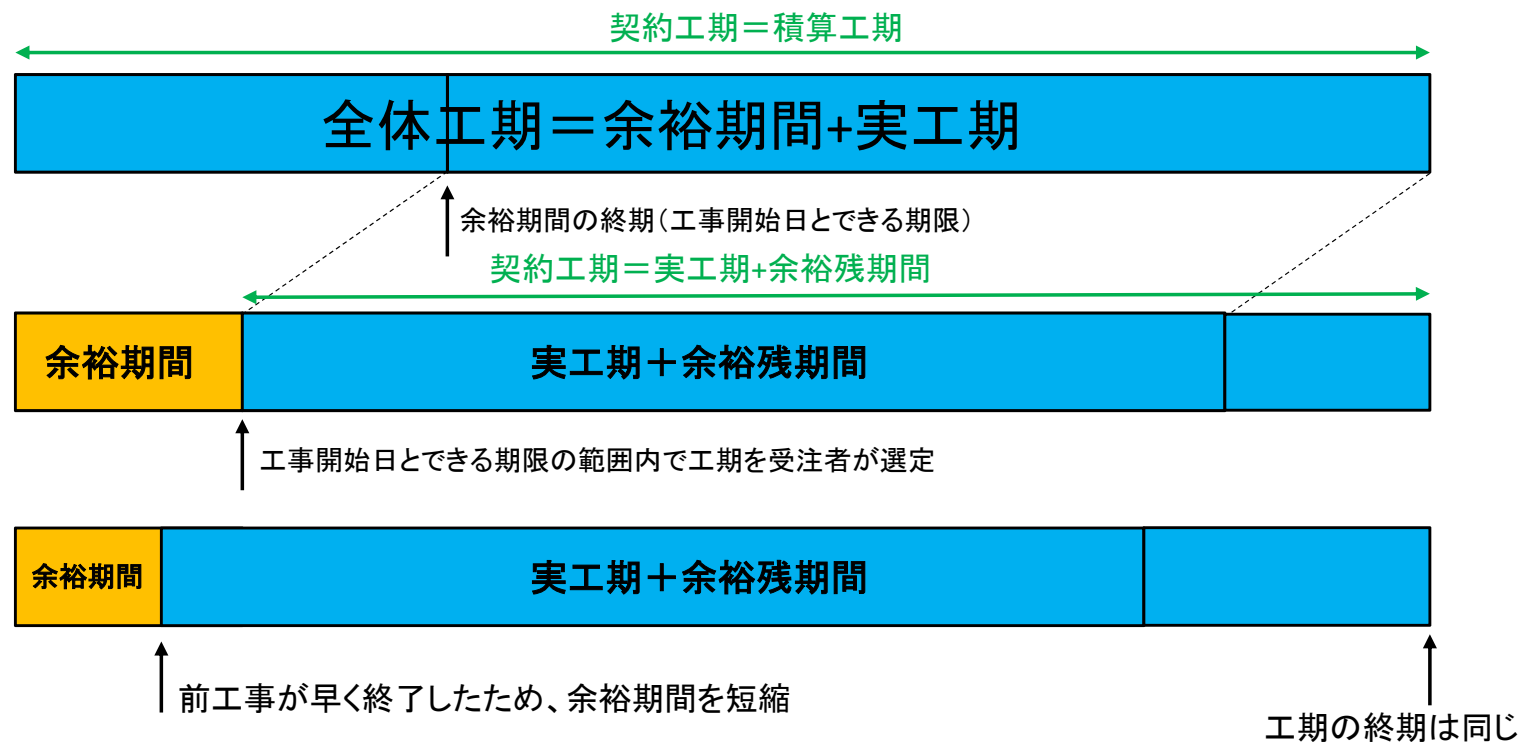
契約締結までに工事開始日を発注者に通知し、余裕期間を選定する。

余裕期間選定後は、受発注者ともに工事開始に向け準備を開始します。工事着手日を変更する場合は、一方的な通知ではなく、協議により両者の同意が必要になる。

発注時

余裕工期選定

余裕工期の変更



9. 契約書の作成について

契約書の工期は工事開始日設定通知で確認した工事開始日から工事終期を記載すること。なお、工事開始日設定通知書は綴じ込まない。余裕期間選定後に余裕期間を変更する場合は、工事開始日の7日前までに、工事打合せ簿により、変更理由を明示し、協議により決定し、速やかに変更契約を行うこと。

工事請負契約書	
1	工事番号
2	工事名 令和〇年度△△□□維持修繕工事
3	工事場所 伊方町 湊浦
4	工期 着工 令和8年 6月30日 完成 令和9年 1月20日
5	請負代金額 ¥5,500,000- うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥500,000-
6	契約保証金 ¥550,000-
7	建設発生土の搬出先等 仕様書に定めるとおり
8	解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し発注者、受注者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名のうえ、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和8年5月1日

発注者 住所 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
氏名 伊方町長

10. 契約保証・前金払について

契約保証の取扱いは通常工事と同じく契約工期を含む保証期間。

前払金の取扱いは通常工事とは異なり工事開始日までは請求できない。

○余裕期間制度を適用した工事の保証期間のイメージ

